

平成27年3月31日
生企第1855号
警察本部長

探偵業関係事務取扱要領

(概要)

本通達は、探偵業務の適正な取扱いを図るため、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）に基づき、

- 届出受理等の事務処理要領
- 行政処分の実施要領及び公表の手続

等について定めている。